

議題 3

包括的な支援体制づくりについて

包括的な支援体制づくりとは、改正社会福祉法で「地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備に努める」ことと示されており、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備に関することを盛り込むようされている。

白井市においても、近年の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制づくりが必要となっていることから、第2次地域福祉計画の一部見直しに伴い、包括的な支援体制づくりに関する施策を明記するとともに、実施計画である「地域福祉に関する施策」にかかる主な取り組みについて事業実施に向けた検討を行う。

1 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を作るため、以下の取組例を踏まえ実施に向けた検討を行う。(重層的支援体制整備事業)

(1) 包括的相談支援事業(断らない相談支援)

介護・障害・子ども・困窮の各法に基づく相談支援事業(※)を一体として実施し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を行います。

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題を解決するため、複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制づくりを進めます。

長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に対して、関係機関等と連携し必要な支援を届けます。

(※) 各法に基づく相談支援

介護 地域包括支援センターの運営、障害 障がい者相談支援事業、子ども 利用者支援事業

困窮 自立相談支援事業

○取組例

- ・対象者の属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止めて必要な支援を行うための場を設置する。
- ・制度の狭間にある人・複合的な課題を抱える人に包括的な支援を行うため、対象者の支援に関する調整を庁内外連携で実施している既存会議などに位置付けて運営する。
- ・庁内の相談機関相互間の連携強化を図るため、庁内職員で組織する連絡調整会議などを活用し、各法に基づく相談支援等の課題を共有し必要な支援策を検討する。
- ・個別制度につながりにくい課題等に対応するため、社会福祉協議会などと連携して継続的につながり続ける伴走支援を実施する。

(2) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

○取組例

・経済的に困窮状態にないひきこもり状態の者、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の人など、制度の狭間にある人への参加支援のため、就労支援、居住支援、居場所機能など既存の社会資源を拡充し、提供する。

(3) 地域づくり事業

介護・障害・子ども・困窮の各法等に基づく事業（※）を一体として実施し、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の強化を図ります。

地域において住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保を行います。

（※）各法に基づく相談支援

介護 一般介護予防事業の通いの場、生活支援体制整備事業、**障害** 地域活動支援センター事業

子ども 地域子育て支援拠点事業、**困窮** 生活困窮者の共助の基盤づくり事業

○取組例

・住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保するため、住民相互の交流を行う拠点（多世代交流サロン）を創設する。